

❖ 職種別平均勤務日数

各施設種別における全職員及び職種別の平均勤務日数は、下記のとおりである。乳児院及び情緒障害児短期治療施設を除き、非常勤職員が多い職種②（専門ケア職種）の勤務日数がやや少ない。

図表 76 職種別平均勤務日数

勤務日数(全職員)				
	集計対象施設数	集計対象職員数	平均	標準偏差
乳児院	n=112	3,667	4.38	1.25
児童養護施設	n=485	13,499	4.78	1.30
情緒障害児短期治療施設	n=26	799	4.33	1.56
児童自立支援施設	n=40	1,451	4.49	1.42
母子生活支援施設	n=237	2,075	4.39	1.78

職種別の勤務日数:職種①(直接ケア職種)				
	集計対象施設数	集計対象職員数	平均	標準偏差
乳児院	n=111	2,478	4.37	1.14
児童養護施設	n=485	8,356	4.95	1.10
情緒障害児短期治療施設	n=26	372	4.60	1.31
児童自立支援施設	n=40	785	4.79	1.14
母子生活支援施設	n=237	1,246	4.83	1.28

職種別の勤務日数:職種②(専門ケア職種)				
	集計対象施設数	集計対象職員数	平均	標準偏差
乳児院	n=97	184	3.78	2.01
児童養護施設	n=425	957	3.64	1.99
情緒障害児短期治療施設	n=26	195	3.84	1.85
児童自立支援施設	n=33	87	2.68	2.16
母子生活支援施設	n=89	176	1.94	1.91

職種別の勤務日数:職種③(事務職種)				
	集計対象施設数	集計対象職員数	平均	標準偏差
乳児院	n=112	530	4.45	1.45
児童養護施設	n=482	1,923	4.58	1.57
情緒障害児短期治療施設	n=26	105	4.41	1.49
児童自立支援施設	n=40	395	4.29	1.53
母子生活支援施設	n=232	2,075	4.39	1.78

❖ 職種別平均経験年数¹²

各施設種別における職種①（直接ケア職種）及び職種②（専門ケア職種）のうち心理療法担当職員及び家庭支援専門相談員の児童福祉施設職員としての平均経験年数は、下記のとおりである。

直接ケア職種の職員で、児童福祉施設での勤務経験年数が最も長いのは児童自立支援施設であり、次いで乳児院、母子生活支援施設の順に長い。心理療法担当職員では、情緒障害児短期治療施設が最も長く、次いで長いのは児童養護施設、乳児院である。また、家庭支援専門相談員では、児童自立支援施設が最も長く、次いで長いのは乳児院である。

図表 77 職種別平均経験年数

職種別の勤務年数：職種①（直接ケア職種）				
	集計対象施設数	集計対象職員数	平均	標準偏差
乳児院	n=111	2,441	8.92	9.02
児童養護施設	n=485	8,095	8.01	8.74
情緒障害児短期治療施設	n=26	360	7.08	6.65
児童自立支援施設	n=40	785	11.23	10.21
母子生活支援施設	n=237	1,199	8.26	8.73

職種別の勤務年数：心理療法担当職員				
	集計対象施設数	集計対象職員数	平均	標準偏差
乳児院	n=39	43	3.02	3.89
児童養護施設	n=326	516	3.79	3.92
情緒障害児短期治療施設	n=26	135	5.52	5.83
児童自立支援施設	n=22	36	2.83	2.16
母子生活支援施設	n=237	114	2.68	2.30

職種別の勤務年数：家庭支援専門相談員				
	集計対象施設数	集計対象職員数	平均	標準偏差
乳児院	n=91	96	18.08	10.97
児童養護施設	n=339	332	17.80	10.13
情緒障害児短期治療施設	n=18	17	12.59	9.06
児童自立支援施設	n=12	12	18.75	12.77
母子生活支援施設				

¹² ここでの経験年数は「児童福祉施設での勤務経験年数」であり、措置費の民間施設給与等改善費の対象となる職員の勤務年数の算定に準ずるものである。年数は、6ヶ月未満を切下げ、6ヶ月以上を切上げて整数表記された値を用いている(勤務経験年数が6ヶ月未満の場合は0年)。

(2) 専門ケア職種の配置状況

❖ 心理療法担当職員の配置状況

各施設種別における心理療法担当職員の配置状況をみると、全ての施設に常勤の心理療法担当職員が配置されている情緒障害児短期治療施設を除くと、常勤、非常勤共に心理療法担当職員を配置している割合が高いのは、児童養護施設である。

図表 78 心理療法担当職員の配置状況

心理療法担当職員					
	集計対象施設数	勤務形態	配置施設数	配置施設割合	配置職員数(合計)
乳児院	n=112	常勤	27	24.1%	27
		非常勤	15	13.4%	20
児童養護施設	n=485	常勤	180	37.1%	188
		非常勤	173	35.7%	353
情緒障害児短期治療施設	n=26	常勤	26	100.0%	111
		非常勤	16	61.5%	28
児童自立支援施設	n=40	常勤	10	25.0%	15
		非常勤	14	35.0%	21
母子生活支援施設	n=237	常勤	18	7.6%	18
		非常勤	57	24.1%	120

❖ 家庭支援専門相談員の配置状況

各施設種別における家庭支援専門相談員の配置状況をみると、常勤で配置している施設割合が最も高いのは乳児院であり、次いで情緒障害児短期治療施設、児童養護施設の順である。

図表 79 家庭支援専門相談員の配置状況

家庭支援専門相談員					
	集計対象施設数	勤務形態	配置施設数	配置施設割合	配置職員数(合計)
乳児院	n=112	常勤	83	74.1%	85
		非常勤	10	8.9%	11
児童養護施設	n=485	常勤	332	68.5%	334
		非常勤	7	1.4%	7
情緒障害児短期治療施設	n=26	常勤	17	65.4%	17
		非常勤	1	3.8%	1
児童自立支援施設	n=40	常勤	8	20.0%	8
		非常勤	4	10.0%	4

(3) 職員の資格保有状況（複数回答）

児童指導員（児童自立支援専門員・母子指導員を含む）は、教員免許を有する者がいずれの施設種別でも1割以上おり、児童自立支援施設において約3割、児童養護施設において約2割と比較的多くみられる。また、母子生活支援施設の母子指導員は、保育士の資格を有する者が半数程度である。

保育士は、保育士以外の資格を有する者は少ないが、児童養護施設及び情緒障害児短期治療施設では教育免許、母子生活支援施設では社会福祉士を有する者がみられる。

心理療法担当職員は、臨床心理士の資格を有する者がいずれの施設種別でも約6割から約7割みられる。その他、臨床心理士以外の学会認定心理士や教員免許を有する者も一定数みられる。

家庭支援専門相談員は、乳児院では保育士資格を、児童養護施設及び情緒障害児短期治療施設では児童指導員の資格を、児童自立支援施設では児童自立支援専門員や児童生活支援員の資格を有する者が多いなど、直接ケア職種と同様の背景をもつ職員が多くみられる。また、乳児院、児童養護施設及び情緒障害児短期治療施設では社会福祉士資格や教員免許を有する家庭支援専門相談員も約1割から約2割みられる。

栄養士は管理栄養士の資格を有するものが半数程度みられる。

図表 80 職員の資格保有状況(複数回答)

【資格】児童指導員※					
	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設
集計対象施設数	n= 112	n= 485	n= 26	n= 40	n= 237
集計対象職員数	86	3,825	258	582	525
1:保育士	3.5%	10.1%	11.2%	4.8%	55.4%
2:社会福祉士	9.3%	12.2%	15.5%	8.2%	12.4%
3:教員免許	11.6%	21.8%	20.2%	32.5%	11.8%
4:精神保健福祉士	1.2%	0.9%	4.3%	1.0%	0.8%
5:臨床心理士	0.0%	0.3%	1.2%	0.3%	0.0%
6:学会認定心理士等	1.2%	1.2%	1.9%	0.5%	0.2%
7:看護師	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.2%

※児童自立支援施設では児童自立支援専門員、母子生活支援施設では母子指導員についての集計

【資格】保育士					
	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設
集計対象施設数	n= 112	n= 485	n= 26		n= 237
集計対象職員数	1,910	4,247	70		176
1:社会福祉士	0.6%	1.9%	0.0%		4.0%
2:教員免許	1.8%	4.0%	4.3%		1.1%
3:精神保健福祉士	0.1%	0.0%	0.0%		0.0%
4:臨床心理士	0.2%	0.0%	0.0%		0.0%
5:学会認定心理士等	0.2%	0.2%	0.0%		0.0%
6:看護師	0.1%	0.1%	0.0%		0.0%

【資格】心理療法担当職員					
	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設
集計対象施設数	n= 112	n= 485	n= 26	n= 40	n= 237
集計対象職員数	47	542	139	36	141
1:児童指導員	4.3%	7.4%	7.2%	16.7%	2.8%
2:保育士	10.6%	3.0%	0.7%	0.0%	6.4%
3:社会福祉士	2.1%	1.8%	3.6%	0.0%	1.4%
4:教員免許	6.4%	11.4%	15.1%	5.6%	6.4%
5:精神保健福祉士	0.0%	1.3%	2.2%	0.0%	3.5%
6:臨床心理士	68.1%	61.8%	66.9%	69.4%	56.7%
7:学会認定心理士等	21.3%	23.4%	20.1%	11.1%	27.7%
8:看護師	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.7%

※児童自立支援施設の1:児童指導員は児童自立支援専門員と読み替え

※母子生活支援施設の1:児童指導員は母子指導員と読み替え

【資格】家庭支援専門相談員					
	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設
集計対象施設数	n=112	n=485	n=26	n=40	
集計対象職員数	96	343	18	12	
1:児童指導員	10.4%	51.6%	50.0%	33.3%	
2:保育士	66.7%	26.2%	11.1%	25.0%	
3:社会福祉士	10.4%	14.9%	11.1%	8.3%	
4:教員免許	11.5%	21.3%	22.2%	8.3%	
5:精神保健福祉士	0.0%	1.2%	11.1%	0.0%	
6:臨床心理士	0.0%	0.9%	16.7%	0.0%	
7:学会認定心理士等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
8:看護師	7.3%	0.0%	0.0%	0.0%	

※児童自立支援施設の1:児童指導員は児童自立支援専門員、児童生活支援員と読み替え

【資格】栄養士					
	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設
集計対象施設数	n=112	n=485	n=26	n=40	n=237
集計対象職員数	142	471	23	27	1
1:管理栄養士	42.3%	42.5%	52.2%	55.6%	0.0%

(4) 直接ケア職種の1週間の勤務状況

直接ケアに携わる職員の1週間の勤務状況は、施設調査票に記載された常勤職員数及び非常勤職員数の合計と、勤務時間調査票に記載された職員数が一致している施設を対象に集計を行った結果である。また、調査対象の1週間に実際に勤務していた職員のみを対象に集計を行った結果である。

❖ 1週間の規定勤務時間数

いずれの施設種別においても、規定勤務時間数は直接ケア職種の常勤職員は週約40時間、非常勤職員は週約30時間から約34時間となっている。心理療法担当職員では、常勤職員はいずれの施設でも週約40時間、非常勤職員は各施設で週約10時間から約30時間となっており、非常勤職員については、施設間で違いがみられる。家庭支援専門相談員は、いずれの施設種別でも常勤職員は週約40時間、非常勤職員は週約36時間から約37時間となっている。

図表 81 1週間の規定勤務時間数

1週間の規定勤務時間数(時間) 職種① 直接ケア職種					
	集計対象施設数	勤務形態	集計対象職員数	平均	標準偏差
乳児院	n= 58	常勤	1,049	39.65	1.97
		非常勤	227	33.80	9.12
児童養護施設	n= 220	常勤	3,038	39.83	1.55
		非常勤	473	34.19	8.87
情緒障害児短期治療施設	n= 14	常勤	163	39.94	1.33
		非常勤	42	30.05	9.02
児童自立支援施設	n= 16	常勤	256	40.11	1.36
		非常勤	16	32.50	3.65
母子生活支援施設	n= 146	常勤	569	39.78	1.77
		非常勤	189	32.00	10.49

1週間の規定勤務時間数(時間)【心理療法担当職員】					
	集計対象施設数	勤務形態	集計対象職員数	平均	標準偏差
乳児院	n=58	常勤	10	39.60	0.70
		非常勤	10	17.70	9.39
児童養護施設	n=220	常勤	83	39.55	1.95
		非常勤	144	13.56	10.57
情緒障害児短期治療施設	n=14	常勤	56	39.68	1.87
		非常勤	12	19.17	11.95
児童自立支援施設	n=16	常勤	5	41.60	3.58
		非常勤	3	32.00	0.00
母子生活支援施設	n=146	常勤	8	40.38	1.51
		非常勤	57	10.19	9.56

1週間の規定勤務時間数(時間)【家庭支援専門相談員】					
	集計対象施設数	勤務形態	集計対象職員数	平均	標準偏差
乳児院	n=58	常勤	43	39.84	2.16
		非常勤	5	36.00	5.05
児童養護施設	n=220	常勤	152	39.81	1.58
		非常勤	3	37.00	4.36
情緒障害児短期治療施設	n=14	常勤	10	39.10	2.85
		非常勤	0	0.00	0.00
児童自立支援施設	n=16	常勤	5	41.60	3.58
		非常勤	0	0.00	0.00

❖ 1週間の合計勤務時間数

1週間の合計勤務時間数で見ると、常勤職員は週約43時間から約50時間となっており、非常勤職員は週約33時間から約42時間となっている。心理療法担当職員の常勤職員は週約44時間から約56時間、非常勤職員は週約10時間から約31時間となっており、特に児童自立支援施設において、心理療法担当職員の勤務時間が長い傾向にある。家庭支援専門相談員の常勤職員は週約47時間から約54時間、非常勤職員は週約29時間から約36時間となっている。

図表 82 1週間の合計勤務時間数

1週間の合計勤務時間数(時間):職種① 直接ケア職種					
	集計対象施設数	勤務形態	集計対象職員数	平均	標準偏差
乳児院	n= 58	常勤	1,049	43.32	10.28
		非常勤	227	35.50	12.64
児童養護施設	n= 220	常勤	3,038	49.86	13.46
		非常勤	473	39.59	15.14
情緒障害児短期治療施設	n= 14	常勤	163	48.79	12.19
		非常勤	42	32.75	15.56
児童自立支援施設	n= 16	常勤	256	47.66	12.18
		非常勤	16	41.67	11.28
母子生活支援施設	n= 146	常勤	569	43.18	9.18
		非常勤	189	34.61	12.37

1週間の合計勤務時間数(時間):【心理療法担当職員】					
	集計対象施設数	勤務形態	集計対象職員数	平均	標準偏差
乳児院	n= 58	常勤	10	47.70	7.48
		非常勤	10	17.51	8.11
児童養護施設	n= 220	常勤	83	44.07	11.42
		非常勤	144	13.58	11.42
情緒障害児短期治療施設	n= 14	常勤	56	48.06	9.02
		非常勤	12	17.83	13.55
児童自立支援施設	n= 16	常勤	5	55.62	20.14
		非常勤	3	30.97	5.44
母子生活支援施設	n= 146	常勤	8	49.51	10.75
		非常勤	57	10.17	10.40

1週間の合計勤務時間数(時間)【家庭支援専門相談員】					
	集計対象施設数	勤務形態	集計対象職員数	平均	標準偏差
乳児院	n= 58	常勤	43	47.42	10.87
		非常勤	5	36.39	12.99
児童養護施設	n= 220	常勤	152	49.41	13.43
		非常勤	3	28.75	9.88
情緒障害児短期治療施設	n= 14	常勤	10	50.51	11.51
		非常勤	0	0.00	0.00
児童自立支援施設	n= 16	常勤	5	53.93	20.62
		非常勤	0	0.00	0.00

❖ 1週間の規定時間外勤務発生職員割合

規定時間外勤務の発生割合でみると、非常勤職員より常勤職員の発生割合が高い。また、常勤職員では児童養護施設及び情緒障害児短期治療施設において規定時間外勤務の発生割合が比較的高い。非常勤職員では児童自立支援施設の発生割合が最も高い。

心理療法担当職員については、常勤職員・非常勤職員共に規定時間外勤務発生割合が高いのは乳児院である。

家庭支援専門相談員については、常勤職員の規定時間外勤務発生割合が高いのは情緒障害児短期治療施設である。

図表 83 1週間の規定時間外勤務発生職員割合

1週間の規定時間外勤務発生職員割合 職種① 直接ケア職種					
	集計対象施設数	勤務形態	集計対象職員数	規定時間外勤務有り(人)	規定時間外勤務有り(%)
乳児院	n= 58	常勤	1,049	482	45.9%
		非常勤	227	81	35.7%
児童養護施設	n= 220	常勤	3,038	1,812	59.6%
		非常勤	473	224	47.4%
情緒障害児短期治療施設	n= 14	常勤	163	94	57.7%
		非常勤	42	16	38.1%
児童自立支援施設	n= 16	常勤	256	129	50.4%
		非常勤	16	10	62.5%
母子生活支援施設	n= 146	常勤	569	218	38.3%
		非常勤	189	50	26.5%

1週間の規定時間外勤務発生職員割合：【心理療法担当職員】					
	集計対象施設数	勤務形態	集計対象職員数	規定時間外勤務有り(人)	規定時間外勤務有り(%)
乳児院	n= 58	常勤	10	8	80.0%
		非常勤	10	4	40.0%
児童養護施設	n= 220	常勤	83	42	50.6%
		非常勤	144	34	23.6%
情緒障害児短期治療施設	n= 14	常勤	56	36	64.3%
		非常勤	12	4	33.3%
児童自立支援施設	n= 16	常勤	5	4	80.0%
		非常勤	3	1	33.3%
母子生活支援施設	n= 146	常勤	8	6	75.0%
		非常勤	57	11	19.3%

1週間の規定時間外勤務発生職員割合：【家庭支援専門相談員】					
	集計対象施設数	勤務形態	集計対象職員数	規定時間外勤務有り(人)	規定時間外勤務有り(%)
乳児院	n= 58	常勤	43	24	55.8%
		非常勤	5	2	40.0%
児童養護施設	n= 220	常勤	152	96	63.2%
		非常勤	3	0	0.0%
情緒障害児短期治療施設	n= 14	常勤	10	7	70.0%
		非常勤	0	0	0.0%
児童自立支援施設	n= 16	常勤	5	2	40.0%
		非常勤	0	0	0.0%